

2026年6月18日

UNITE HERE Local 11 代理人
東京共同法律事務所
弁護士 木下 徹郎 先生

東京都品川区東品川 2-4-11
日本航空株式会社
(03-5460-3121)

ご 通 知

冠省

貴職をはじめとする、UNITE HERE Local 11 代理人らによる
2026年5月19日付「通知書」、ならびに2026年6月9日付「通知書」
を確かに拝受いたしております。

先に頂戴いたしました「通知書」の内容に関しても、事実関係等の確認及び対
応の検討をしておりましたが、この度新たに頂戴した内容も併せて検討させて
いただきますので、しばらくお時間をいただけますと幸いです。

草々